

泉大津市パブリックコメント手続実施要綱の考え方

（目的）

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項を定めることにより、市の施策の意思決定の過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進することを目的とする。

【考え方】

- ① 本市のパブリックコメント手続の目的は、市の基本的な計画などの案を公表し、その案に対する市民などの意見を考慮して意思決定を行うことにより、「市の施策の意思決定の過程における公正性の確保及び透明性の向上を図ることと「市民の市政への参画を促進することです。
- ② 本市においては、今までに、この手続に類似した手法を用いて、市民などに広く意見を募った例がありますが、この要綱の制定により、本市の共通のしくみとして制度化するものです。
- ③ この手続は、計画などの案をより成熟したものにするために、市民などから意見の提出を受けるものであり、住民投票のように賛成・反対の意見の多少により賛否を問うものではありません。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリックコメント手続」とは、市の施策に関する基本的な計画等の策定に当たり、当該計画等の案の趣旨、目的、内容等を公表し、市民等から当該計画等の案に対する意見又は情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等を考慮して当該計画等の意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方等を公表する手続をいう。

2 この要綱において、「実施機関」とは、市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

3 この要綱において、「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続の対象となる事案に利害関係を有すると認められるもの

【考え方】

- ① 「パブリックコメント」という用語については、国や他の自治体においても既に使用されており、一般的な呼称として認知されつつあるため、使用するものです。
- ② 「実施機関」とは、この手続を実施する市の機関をいいます。
なお、議会は議決機関であることから、この手続の実施機関には含めません。
- ③ この手続において、意見などを提出できる「市民等」の範囲については、本市に在住・在勤・在学・在事務所・納税義務・利害関係のある者とします。

(対象)

- 第3条 パブリックコメント手続の対象となる計画等（以下「計画等」という。）の策定は、次に掲げるものとする。
- (1) 市の施策に関する基本的な計画、指針等の策定又は改定
 - (2) 市の施策に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（ただし、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

【考え方】

- ① 「市の施策に関する基本的な計画、指針等」とは、本市の政策の基本方針、基本事項を定める計画などや各行政分野における施策展開の基本方針、基本事項を定める計画などをいい、要綱・構想・プランなどの名称は問いません。例えば、「総合計画」、「地域福祉計画」などがあります。
- また、個別事業の実施計画などは計画の成熟度が高いものであり、その実施計画などの基となる計画の段階でこの手続を実施するものとします。
- ② 「市の施策に関する基本方針を定めることを内容とする条例」とは、市政全般又は各行政分野における基本理念、基本方針などを定める条例をいいます。例えば、「情報公開条例」、「環境基本条例」などがあります。
- また、「事務分掌条例」など、行政の内部管理に関するものは対象としません。
- ③ 「市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」とは、地方自治法第14条第2項に基づく条例で、広く市民などに適用され、行政目的を達成するため、市民などに義務を課したり活動を制限する条例をいいます。例えば、「生活安全条例」、「自転車等の放置防止に関する条例」などがあります。
- また、「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」については、地方自治法第74条第1項の規定で条例の制定又は改廃の直接請求の対象から除外されていることも踏まえ、この要綱においても対象外とします。
- ④ 「前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの」とは、前各号に掲げるもの以外で、この手続の目的に則り、実施機関が必要であると判断したものといたします。例えば、「市民憲章」「人権擁護都市宣言」などがあります。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を行わないことができる。

- (1) 実施機関が迅速又は緊急を要すると認める場合
- (2) 実施機関が軽微であると認める場合
- (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 市民の意見聴取等の手続が法令等により定められている場合
- (5) 附属機関又はこれに準じる機関において、パブリックコメント手続に準じた手続を経て策定された報告、答申等に基づき、実施機関が最終的な意思決定を行う場合

【考え方】

- ① 「迅速又は緊急を要する」とは、この手続の実施に係る期間の経過により効果が損なわれたり、災害時など、やむを得ない理由で手続を経る時間がないことをいいます。
- ② 「軽微である」とは、法改正に伴う条文の修正や規定の整備など、大幅な改正や基本的な事項に変更がないことをいいます。
- ③ 「実施機関の裁量の余地がない」とは、その内容や基準が上位法令などに規定されており、その規定に基づいて計画などの制定、改廃を行う必要があることをいいます。
- ④ 「市民の意見聴取等の手続が法令等により定められている」とは、法令などの規定により公聴会の開催や縦覧制度などにより、市民などの意見を聴取する機会を設けることが義務づけられていることをいいます。
- ⑤ 「付属機関又はこれに準じる機関において、パブリックコメント手続に準じた手続を経て策定された報告、答申等に基づき、実施機関が最終的な意思決定を行う」とは、実施機関が地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関又はこれに準ずる機関の報告や答申等を受けて政策の策定等をする際に、附属機関等で既にパブリックコメント手続に準じた手続を経ていることをいいます。

(公表の時期等)

第5条 実施機関は、計画等の策定に当たっては、最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 計画等を策定する趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案の概要
- (3) その他実施機関が必要と認める資料

【考え方】

① 「最終的な意思決定を行う前の適切な時期」とは、計画などの案ができた時期をいい、市民などから提出された意見などを考慮するのに十分な期間を設け、実施機関が決定します。

なお、条例案など議会の議決を要するものは、議会へ提出する前の時期とします。

② 計画などの案を公表するに当たっては、市民などがその内容を十分理解し、適切な判断ができるように、分かりやすく工夫するものとします。

特に、条例案については、公表する案は、条文形式だけでなく、市民などに分かりやすいような形式を併せて公表するものとします。

「その他実施機関が必要と認める資料」とは、市民などが当該計画などの案を理解するために必要な書類で、実施機関が必要に応じて公表するものとします。

(公表の方法)

第6条 前条の規定による公表は、実施機関が公表しようとする計画等の案及び同条第2項に掲げる資料（以下「案等」という。）を市の情報公開コーナー及び当該計画等の所管部署に備え付けるとともに、ホームページに掲載することにより行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定によるもののほか、必要に応じて、市の広報紙への掲載等により、案等が市民等に周知されるよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、前2項の規定による公表において、案等が大量である場合又は複雑な場合は、案等全体の入手方法を明示したうえで、内容を要約して公表することができる。

【考え方】

- ① この手続の実施に当たっては、広く市民などに知らせることが必要ですので、計画などの案や資料を、市の情報公開コーナーや当該計画などの所管部署に備え付けるとともに、市のホームページに掲載します。
- ② 必要に応じて、広報紙への掲載や報道機関への発表などの方法により積極的に市民などに周知するものとします。
- ③ 計画などの案や資料が膨大な量に及ぶ場合は、掲載スペースの都合などの理由により、そのすべてをホームページや広報紙などに掲載することは困難と思われますので、計画等の案や資料の全部の入手方法を明確にして、周知することとします。

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、案等を公表した日から1箇月を目安に期間を設けて、計画等についての意見等の提出を受けるものとする。

2 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）その他実施機関が定める事項を明記しなければならない。

4 実施機関は、意見等を提出した個人又は法人その他の団体の名称その他その属性に関する情報を公表する場合は、当該計画等の案を公表するときにその旨を明示する。

【考え方】

① 意見などの提出の期間は、計画などの案の周知や提出の準備に十分な期間を確保するため、1箇月を目安に期間を設けるものとし、実施機関が案件に応じて適宜定めるものとします。

② 意見などの提出は、書面や電子データなどにより、意見などが保存され、実施機関が正確に対応できる方法とします。

また、口頭や電話による意見などの提出は正確な記録保存が困難なため、原則として、提出方法から除きます。

③ 「実施機関が指定する場所」とは、所管部署を指しますが、必要に応じて公共施設など他の場所を設定することもあります。

④ 意見などの提出に当たっては、意見などの内容の確認を行う必要がある場合や責任のある意見などの提出を求めるために、住所や氏名などの記載を必要とします。

(意見等の処理)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、計画等の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方並びに計画等の案を修正したときは、その修正の内容及びその理由を公表するものとする。
- 3 実施機関は、提出された意見等のうち、特定の個人又は法人その他の団体の権利利益を害するおそれがあるものその他公表することが不適当と判断される事項が含まれているものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 4 第6条の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用する。

【考え方】

- ① 実施機関は、提出された意見などについて、その内容を十分考慮した結果、有益な意見などについては、計画などに反映して、意思決定を行います。
- ② 提出された意見などは、原則として、すべてを公表の対象とします。しかし、公表した案と関係のないものについては公表しません。また、単に賛否の結論だけを示したものについては、それに対する実施機関の考え方は公表しません。
- ③ 提出された意見などに対して、個別の回答は行いません。また、内容が類似する意見などについては、とりまとめ公表するものとします。
- ④ 提出された意見などに、泉大津市情報公開条例第6条又は第7条の規定に該当する情報や公開することが適当でないと判断されるものが含まれている場合は、その全部又は一部を公表しないことがあります。

(一覧表の作成)

第9条 市長は、パブリックコメント手続を実施している案件について、その実施状況の一覧表を作成し、市の情報公開コーナーに備え付けるとともに、ホームページに掲載するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期間、資料等の入手方法及び問い合わせ先を明記するものとする。

【考え方】

市長は、パブリックコメント手続を実施している案件と過去に実施した案件の一覧表を作成し、公表するものとします。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

【考え方】

この要綱に定めるもののほか、この手続の実施について必要な事項があれば、実施機関が別に定め、実施するものとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現に策定過程にある計画等で、市民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この要綱の規定は適用しない。

【考え方】

この要綱の施行の際、現に策定過程にある計画などのうち、この手続に準じた手続を実施したものや早急に意思決定を行う必要があるものは、策定スケジュールなどを考慮し、この要綱の規定の適用は受けません。